

平成__年分 特定受贈同族会社株式等の判定明細書

受贈者の氏名

1 株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定	
株式(出資)の時価総額の合計額 (③+⑩+㉓)の金額 (注) この金額が20億円以上の場合には、特例を適用することはできません。	円

2 特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細			
法人の整理番号 (所轄税務署名)	() 署	① 今回の贈与の時ににおける発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名		② 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時ににおける時価	円
		③ 株式(出資)の時価総額 (①×②)	円

ア 株主等の状況									
氏名(名称) (特定贈与者からの今回の贈与の直前において特定贈与者の親族等である者の氏名を○で囲みます。)	特定贈与者との続柄	④ 特定贈与者からの今回の贈与の直前に所有していた株式(出資)の株数等	⑤ 持株(出資)割合 (④/⑫の割合)	⑥ 特定贈与者から今回の贈与により取得した株式(出資)の株数等	⑦ 特定贈与者から今回の贈与による取得後の株式(出資)の株数等 (特定贈与者からの今回の贈与の時ににおいて特定贈与者の親族等である者の株数等を○で囲みます。)	⑧ 持株(出資)割合 (⑦/⑬の割合)	⑨ ⑦のうち、中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株数等	⑩ 中心的な同族個人株主グループに属する株主(社員)の持株(出資)割合 (⑨/⑬の割合)	
	特定贈与者	株・円・口	%		株・円・口	%	株・円・口	%	
A	(受贈者)			B	株・円・口		⑪		
その他の株主(社員)									
合計		⑫	100			⑬		⑭	
④のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の持株(出資)割合 (C欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可)		C		⑦のうち特定贈与者及び特定贈与者の親族等である者の持株(出資)割合 (D欄の割合が50%以下である場合は、特例適用不可)		D		E (⑪の割合が5%未満であり、かつ、E欄の割合(⑨/⑬)が25%未満である場合は、特例適用不可)	

イ 特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした当該法人の株式(出資)についての租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況(今回贈与を受けた人以外の方が贈与を受けて届出したものも含みます。)						ウ 特例適用限度株数等の計算		
(a) 届出書を提出した年分	平成	年分	平成	年分	平成	年分	⑮ $\frac{2}{3} - F$	---
(b) 届出書を提出した受贈者の氏名						⑯ 特例適用限度株数等	①×⑮	株・円・口
(c) 届出書を提出した税務署名	() 署		() 署		() 署			
(d) 届け出た特定受贈同族会社株式等の株数等	株・円・口		株・円・口		株・円・口			
(e) 各贈与の時ににおける発行済株式(出資)総数等	株・円・口		株・円・口		株・円・口	(f) 欄の割合の合計	⑰ Bのうち特例の適用を受ける株式(出資)の株数等	株・円・口
(f) (d)/(e)の割合	---		---		---	F		

⑰欄の株数等が⑯欄の株数等を超える場合は、特例適用不可 (⑰欄の株数等を「平成__年分 特定受贈同族会社株式等 特定受贈森林施業計画対象山林」に係る届出書)の3の②へ移記します。)

3 特定贈与者が今回の贈与前に贈与をした特定受贈株式(特定受贈出資)に係る法人(2又は4と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号 (所轄税務署名)	() 署	⑱ 今回の贈与の時ににおける発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名		⑲ 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時ににおける時価	円
		⑳ 株式(出資)の時価総額 (⑱×⑲)	円

4 特定贈与者が今回の贈与の直前において有していた特定保有株式(特定保有出資)に係る法人(2又は3と同一の法人を除きます。)別の明細

法人の整理番号 (所轄税務署名)	() 署	㉑ 今回の贈与の時ににおける発行済株式(出資)総数等	株・円・口
法人名		㉒ 株式(出資)の1株(1口)当たりの今回の贈与の時ににおける時価	円
		㉓ 株式(出資)の時価総額 (㉑×㉒)	円

(平成21年3月31日以前の贈与用) ○この判定明細書は、「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書と一緒に提出してください。

使 用 目 的 等

- 1 この判定明細書は、特定贈与者であった被相続人の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例を受けようとする場合に、その贈与時において特例の適用要件を満たしているかどうかを判定するための書類です。
- 2 この判定明細書は、贈与税の申告において「贈与税の申告書第一表」、「贈与税の申告書第二表（相続時精算課税の計算明細書）」及び「平成__年分 特定受贈同族会社株式等に係る届出書」^{特定受贈森林施業計画対象山林}その他必要な添付書類と一緒に提出してください。
- 3 用語の意義
 - (1) 「ア 株主等の状況」欄の「氏名（名称）」欄及び⑦欄の「特定贈与者の親族等」とは、特定贈与者の親族及びその特定贈与者と租税特別措置法施行令第40条の2の2第8項により準用される第40条の2第9項に定める特別の関係のある者をいいます。
 - (2) ⑨及び⑩欄の「中心的な同族個人株主グループ」とは、受贈者(A)並びにその受贈者(A)の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族をいいます。
- 4 記載に当たっての留意事項
 - (1) ①、⑱、㉑及び(e)欄の総数等には、議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式（出資）の株数等が含まれます。
 - (2) ④、⑥、⑦及び⑨欄の株数等には、議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等は含まれません。
 - (3) 「ア 株主等の状況」欄には、「特定贈与者、特定贈与者の親族等である者及び中心的な同族個人株主グループに属する者」について各人ごとに記入し、それ以外の株主又は社員については「その他の株主（社員）」欄にまとめて記入します。
 - (4) A欄には、受贈者の氏名を記入します。
 - (5) 「イ 特定贈与者が今回の贈与の前に贈与をした当該法人の株式（出資）について租税特別措置法第69条の5第10項の届出状況」欄には、特別受贈同族会社株式等（2の法人の株式（出資）を除きます。）とみなされる租税特別措置法施行令第40条の2の2第11項に規定する対応株式（2の法人の株式（出資）に限ります。）についても記載します（今回贈与を受けた人以外の人に係る株式（出資）を含みます。）
 - (6) ②、⑲及び㉒欄は、今回の贈与の時において当該株式（出資）を原則的評価方式により評価した価額となります。
 - (7) 「3」欄に係る法人は、当該法人に係る株式（出資）の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の(8)において同じです。）の2分の1超の株式等（議決権を行使できる事項の全部について制限された株式（出資）の株数等を除きます。次の(8)において同じです。）を有している法人（特定受贈同族会社株式等とみなされる租税特別措置法施行令第40条2の2第11項に規定する対応株式に係る法人を含みます。）に限られます。

また、租税特別措置法第69条の5第10項の届出をしていないものも含まれます。
 - (8) 「4」欄に係る法人は、今回の贈与の直前及び贈与の時において、特定贈与者及び特定贈与者の親族等が、その法人の発行済株式総数等の2分の1超の株式等を有している法人に限られます。
 - (9) 「2」、「3」又は「4」欄について、該当する法人が2以上ある場合には、この用紙を複数枚使用します。